

カナダの女性政策と大学

は し が き

現在、日本において、女性の活躍促進が成長戦略の中核に位置づけられている。これまで自主的取組に委ねられてきたポジティブ・アクションの実効性を高めるために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」によって、平成 28 年 4 月より、事業主は女性の管理職比率の把握・分析を行い、数値目標や取組を行動計画に盛り込むことを義務づけられた。

一方、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が開始され、認可事業として「事業所内保育」も施設型給付の対象になるなど、地域や事業所の両立支援も変革の渦中にある。しかし、早急な解決策と成果を求める政府の動向もあって、現場は、待機保育児対策、男性の育児休業取得などの数合わせ的な対応に追われている状況がある。

国の国際経済力の強化のために、女性とその力を存分に発揮することが不可欠とされ、男女共同参画の実現に向けた様々な取組が行われるようになった。その一方、各種の指標や統計データでは、女性はいまだ十分にその能力を発揮できておらず、「眠れる資源」「潜在力」「含み資産」といった表現によって示される状況である。

教育分野においては、大学・大学院生に占める女性の比率は増えたが、それに比べて女性教員や研究者の増加は遅れている。OECD の国際比較調査（2010 年）では、日本の大学型高等教育機関の卒業生に占める女性比率は 44% であるのに対し、同教育機関における女性教員の比率は 17.1% である。後者の OECD 各国平均は 40.9% であり、日本のこの数値は最低レベルに位置する（OECD 2012：93, 541）。そのため国は「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 28 年～32 年）において、平成 32 年までに大学教員に占める女性の割合を、教授等で 20%、准教授で 30% とする成果目標と期限を定めた。

この目標の実現のために最も努力が必要とされているのが国立大学である。

平成 27 年度学校基本調査によれば、国・公・私立あわせた日本の大学教員 (182,723 人) に占める女性の比率は 23.2% (42,433 人) である。これを国立大学教員 (64,684 人) に限定すると 15.9% (10,258 人) に下がる。国立大学は、日本における研究者養成の中核を担っており、そこで何らかのパイプラインの漏れが起きていることが想像される。国立大学協会は、平成 11 年 11 月に「男女共同参画に関するワーキンググループ」を設置し、調査・提言・アクションプランを作成しモニタリングを継続してきた。平成 18 年度からは、文部科学省によって「女性研究者支援モデル育成事業」(平成 23 年度からは「女性研究者研究活動支援事業」、平成 27 年度からは「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」) が実施されている。平成 26 年度までに、全採択・選定 99 機関中、56 校の国立大学がこの事業によって取組を行ってきたが、女性教員比率の増加は遅い。どのような政策的関与や組織改革によって、大学における女性教員比率は高まるのであろうか。

このような問題意識に基づき、本研究では、カナダの大学における女性の学生・教員の進出について、国や州の公共政策との関係から明らかにする。先行研究では、女性政策は、市場が牽引するアメリカ型と、国家主導による欧州型に分類され、日本とカナダは後者に属する。カナダは、1980 年代前半に、学士課程在学者数において女性の数が男性を上回った。大学院博士課程学位取得においても、工学系分野を除き、男女格差をおおそく解消している。大学教員に占める女性の比率については、日本が政策目標として掲げる 30% を 2000 年代前半に達成している。

しかし、1960 年代においては、同国においても女性教員の比率は現在の日本とほぼ同じく 15% 以下であった。その後、約 50 年をかけて、現在の 35% 超に辿りついた。どのような経緯によって、このような展開が可能になったのであろうか。カナダには約 90 校の学位授与型の大学があり、これらはほとんどが州の公費大学である。カナダの女性政策と大学改革との歩みを明らかにすることで、日本の課題である国立大学における男女共同参画の推進に何らかの有意義な視点を得ることができないのではないかと考える。

本研究では、カナダの大学における女性の学生・教員の進出に影響を与え

た三つの政策的関与（女性の地位に関する政府調査委員会、雇用公平法、両立支援政策）を考察する。序章においては、本研究の意義と研究方法について述べている。はじめに、本研究の関心の背景にある日本の大学における男女共同参画、とりわけ、女性教員・研究者の状況について課題を明らかにする。次に、カナダの大学と女性政策研究の動向と枠組み、三つの政策を取り上げて考察する意義と方法について述べていく。カナダにおいても1960年代以降の女性政策と大学改革の歩みを通史的に考察した研究は乏しい。本研究で得られる知見は、日本の政策課題に対して示唆に富むばかりでなく、自国を対象とする研究蓄積の薄いカナダ高等教育研究においても資するものとする。

第1章では、女性の地位（向上）についての国の推進方針策定の時代（1960年代後半～70年代）を考察する。はじめに、社会的背景として女性と教育についての政策に影響を与える国際的な枠組みである国連「女子差別撤廃条約」などの動向について論ずる。そして、国際社会に影響を受けてカナダ政府が設置した「女性の地位に関する政府調査委員会」の内容とその意義、女性運動並びに理論的背景を明らかにする。各種政府統計や大学の報告書に基づき、カナダの大学において「女性の地位」という政策概念を柱に改革が進められたことを明らかにする。

第2章では、憲法をはじめとするカナダ法の改革が進められた1980～1990年代における「雇用公平法」の成立とその後の政策展開、大学の対応について考察する。人権法制の整備を背景に、他の社会的マイノリティとともに、女性教員・研究者の雇用における平等化政策が進められたことを明らかにする。

第3章では、主に2000年以降の連邦・州政府の実施するワーク・ライフ・バランス政策と大学の取組について考察する。仕事と生活の調和のためのプログラム、とりわけ子育て支援制度は州の政策によって大きく異なっている。ケベック州においては、特に2000年頃から先駆的な政策が行われているため、その内容と政治・行政的背景について論じる。また、いずれの章においても、国や州の公共政策を受けて、各大学がどのような改革を行っていったかという具体的な事例を取り上げて考察していく。

日本でも、1999年の男女共同参画社会基本法の成立、2006年の男女雇用機会均等法改正、2010年の育児・介護休業法の改正など、男女共同参画を促進する国の施策が実施されている。また、科学技術基本計画による科学・学術政策や、国立大学法人化以降の中期目標・中期計画策定において男女共同参画が重視されている。日本の大学が科学・学術の発展拠点として、その役割を最大限発揮して男女共同参画を進めていくために、本研究の知見がささやかながらも役立つことができれば幸いである。

カナダの女性政策と大学／目次

はしがき	i
------	---

凡 例 (viii)	
略語法一覧 (ix)	
カナダ基礎情報 (x)	
為替レート (xii)	

序 章 本研究の課題と方法	3
---------------	---

第1節 本研究の課題と対象	3
(1) 本研究の課題	3
(2) 本研究の対象	8
第2節 先行研究の検討と方法	11
(1) カナダの大学について	11
(2) 女性政策研究の動向	15
(3) 先行研究の検討	19
(4) 本研究の枠組みと方法	24

第 1 章 「女性の地位に関する政府調査委員会」による政策形成 —教育へのアクセスを求めて	33
--	----

第1節 カナダの大学と女性—歴史的展望	34
(1) 1884年10月6日—トロント大学とマギル大学	34
(2) 第一次大戦と女性の参政権確立	41
(3) 第二次大戦後の退役軍人対応—初の男女混合寮	48
第2節 「女性の地位に関する政府調査委員会」	55

(1) 国連「女性（婦人）の地位委員会」（1946年～）	55
(2) アメリカ合衆国「女性の地位に関する大統領委員会」（1961～1963年）	58
(3) 「女性の地位に関する政府調査委員会」（1967～1970年）	61
(4) 政府調査委員会による提言（1970年）	66
(5) 「女性の地位」という政策・運動概念の広がり	69
第3節 教育へのアクセスを求めて—「女性の地位」に関する大学の対応……	73
(1) 各大学に設置された「女性の地位」委員会	73
(2) 「女性学」講座の発展	79
(3) 学生における女性比率の向上	84
(4) 学術研究における女性の地位—『サイモンズ報告（第3巻）』	87
第2章 「雇用公平法」と大学—研究職へのアクセスを求めて……………95	
第1節 雇用公平法成立までの背景……………	97
(1) カナダ連邦政府と大学	97
(2) アメリカにおけるアフーマティブ・アクション政策の展開	102
(3) カナダ人権法（1977年）と1982年憲法—アフーマティブ・アクションの導入	110
(4) 国際法とアメリカの動向	115
第2節 雇用公平法の成立と改正—連邦契約事業者プログラム(FCP)……	119
(1) 「雇用平等に関する政府調査委員会」（1983年～1984年）	119
(2) 政府調査委員会による提言（1984年）	129
(3) 雇用公平法(1986年)と「連邦契約事業者プログラム(FCP)」の成立	132
(4) 第二次雇用公平法（1995年）	134
第3節 雇用公平法に対する大学の取組……………	137
(1) 連邦契約事業者プログラム（FCP）	137
(2) 各大学に設置された「公平性」に関する組織	139
(3) FCP への対応事例—残された課題	146

第3章 両立支援政策と大学—ワーク・ライフ・バランスを求めて……………	163
-------------------------------------	-----

第1節 カナダの両立支援政策……………	164
(1) 両立支援政策の枠組みと動向……………	164
(2) カナダにおける保育サービス……………	168
(3) 近年の保育政策と州の状況……………	171
(4) 親休業制度とその他の支援策……………	174
第2節 大学の両立支援事業……………	178
(1) 1970年代における大学の保育事業……………	178
(2) 近年の大学における子育て支援……………	185
(3) 親休業制度とその他の支援策……………	192
第3節 ケベック州の政策と大学の取組……………	201
(1) ケベック州の子育て支援政策……………	201
(2) 大学における保育事業—モンリオール市の事例……………	206
(3) 親休業制度とその他の支援策……………	214

終章 総括と今後の研究課題……………	227
--------------------	-----

(1) カナダの大学と女性の進出について……………	227
(2) 日本への政策的インプリケーション—今後の研究課題……………	232

文献一覧……………	245
List of Interviewees……………	260
あとがき……………	262
事項索引……………	264
人名索引……………	267

著者紹介

犬塚典子 (いぬづか のりこ)

慶應義塾大学大学院社会学研究科博士後期課程単位取得退学、博士（教育学）

2004年 東北大学大学院法学研究科 COE 研究員

2007年 九州大学女性研究者支援室 特任准教授

2010年 京都大学女性研究者支援センター 特任教授

現在 京都聖母女学院短期大学 教授

専攻 教育学、社会学、公共政策

主要著書・論文

単著『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』（東信堂、2006年）

共著 *Gender and Law in Japan*, (Miyoko Tsujimura and Emi Yano, eds., Tohoku University Press, 2007)

共訳書『生涯学習の理論と実践—「教えること」の現在』（渡邊洋子・吉田正純監訳、明石書店、2011年）

共著『比較教育学の地平を拓く—多様な学問観と知の協働』（山田肖子・森下稔編、東信堂、2013年）

単著「カナダの小学校における幼児教育とケア—教員と保育者との連携」（『京都聖母女学院短期大学研究紀要』第46集、2017年）

Public Policies for Women at Canadian Universities

カナダの女性政策と大学

2017年2月10日 初版第1刷発行

[検印省略]

*定価はカバーに表示してあります。

著者 © 犬塚典子 発行者 下田勝司

印刷・製本／中央精版印刷株式会社

東京都文京区向丘 1-20-6 郵便振替 00110-6-37828

〒113-0023 TEL 03-3818-5521(代) FAX 03-3818-5514

発行所
株式会社 **東信堂**

Published by TOSHINDO PUBLISHING CO., LTD.

1-20-6, Mukougaoka, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0023 Japan

E-Mail : tk203444@fsinet.or.jp <http://www.toshindo-pub.com>

ISBN978-4-7989-1389-6 C3037 ©Noriko Inuzuka